

エコマーク使用の手引

エコマーク認定商品及びその広告などにエコマークを使用する際には、この手引に従って下さい。

1. エコマークのデザイン

エコマークは、地球と、環境（Environment）及び地球（Earth）の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

2. エコマークの使い方

エコマークは、エコマーク清刷を縮小または拡大して使用して下さい。

エコマークの「e」及び地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色はDIC 180（C（シアン）100%、M（マゼンダ）4%、Y（イエロー）0%、B（ブラック）0%）ですので、できる限りこの色を使うようにして下さい。（図1参照）

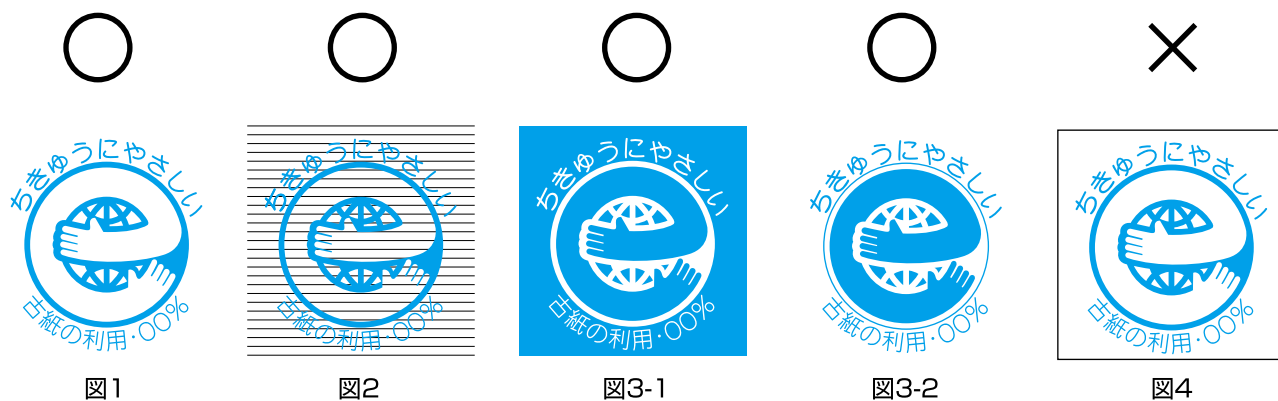
地色の上にエコマークを載せる場合には、「e」及び地球の部分（ヌキの部分）に地色が出て差し支えありません。（図2参照）

「e」及び地球の部分を黒ベタして（反転させて）使用することもできます。（図3-1、3-2参照）

エコマーク全体をさらに正方形などで囲むことはできません。（図4参照）

エコマークを相互に直結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。

エコマークを縮小して使用する場合には、マークが変形したり、地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小はしないで下さい。



3. 上・下段の文字表示の方法

エコマーク本体と、エコマーク上段の「ちきゅうにやさしい」の文字及びマーク下段の環境保全上の効果を表す文字（以下、両者をあわせて「文字表示」という。）は、必ず一緒に使用して下さい。

文字表示の書体は写研「ナールD」、モリサワ「じゅん34」、フォントワークス「スーラPLUS」もしくは、ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」を使用し、これ以外の書体は使用しないで下さい。

文字表示は、必ずエコマーク本体の正円の外線に沿って表示して下さい。この場合において、「ちきゅう

うにやさしい」は、正円の上部で、「に」の文字が地球の中心線の真上にくるようにレイアウトして下さい。環境保全上の効果を表す文字は、正円の下部で、その文字数が奇数のときは中央の文字が地球の中心線の真下にくるように、偶数のときは中央の2文字の真ん中が地球の中心線の真下にくるようにレイアウトして下さい。(図1参照)

エコマークを縮小または拡大して使用する場合には、文字表示はエコマーク本体と同倍率になるようにして下さい。ただし、これらの文字が読めなくなるような過度の縮小はしないで下さい。文字表示に用いることのできる最低の級数の目安は10級とします。

マーク下段の環境保全上の効果に関する表示は、商品類型ごとに決められています。必ず、指定の表現を用いて下さい。

4. エコマーク商品であることの呼称の使い方

エコマーク認定商品について広告などを行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。これ以外の呼称またはこれとまぎらわしい表現を用いることはできません。

「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定・環境保全型商品」

「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定・エコマーク商品」

「エコマーク事務局認定・環境保全型商品」

「エコマーク事務局認定・エコマーク商品」

「エコマーク認定商品」

「エコマーク商品」

5. 特殊な商品についてのエコマーク使用

エコマークの認定商品が部材、部品などとして用いられる場合には、認定商品についてのみエコマークを使用することができ、認定商品である部材、部品などを用いて組み立てられた完成商品については、エコマークの使用はできません。

納入先の注文による特別仕様によって外観などが変わる商品については、エコマークの使用はできません。

エコマーク使用契約者以外の企業が認定商品の商品名・型式名を変更して販売する場合も、エコマークの使用はできません。

6. 広告・宣伝活動における表示など

- ① エコマークの認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物、およびインターネットホームページ上などにエコマークを使用する場合（いずれも第三者の使用を含みます）には、消費者がはっきりとエコマーク商品を識別できるよう、個々の商品についてエコマーク商品ブランド名、エコマーク認定番号および使用契約者名を表示して下さい。
- ② 前①において、使用契約者がカタログなどの発行者である場合は、個々の商品について使用契約

者名を表示する必要はありません。また、1 認定商品のみを掲載したカタログで商品ブランド名が明らかな場合には、個々の商品について商品ブランド名を表示する必要はありません。

③ エコマーク商品の広告・宣伝に際しては、エコマークによって認定された環境保全上の効果などについて、消費者にわかりやすい説明を行うよう配慮して下さい。

【具体的な表示例】

(a) カタログにおいて、エコマーク商品が特定できるよう、「エコマーク商品ブランド名」、「エコマーク認定番号」および「使用契約者名」は、一覧表などで別頁に記載している。

⇒エコマーク商品が特定できるようであれば正しい表示です。

(b) 発行済のカタログにおいて、一部のエコマーク商品について正しくない表示が含まれている。しかし、直ちに改定することは難しいため、次回の発行時にエコマーク商品すべてについて正しい表示に切り替える予定である。

⇒当該エコマーク商品の使用契約が有効（継続中）であれば、次回の発行時に正しい表示に改めていただくことで構いません。しかしながら、消費者に正しい情報を伝えるよう、できるだけ速やかに訂正するよう配慮して下さい。ただし、前回の発行時点ですでに誤った表示を認識もしくは指摘されていた場合は、速やかに正しい表示に訂正して下さい。

(c) カタログには今回の規定どおり正しい表示を掲載しているが、別冊となる見本（サンプル）帳についてはエコマーク（下段表示を含む）のみを表示し、認定番号は表示していない。

⇒カタログなどには、見本帳やリーフレットなど全ての広告表示が含まれますので、前 (b) と同様に次回の改版時などには、エコマーク商品を特定できるよう認定番号も表示して下さい。

(d) 第三者発行のカタログについては、当社で特に監修していないため、エコマーク表示についても把握していない。

⇒当協会とエコマーク使用契約を締結していない第三者がエコマークを無断で使用していると誤認され、また不正使用が最も起こりやすいケースですので、正しい表示を指導するようお願いいたします。このようなケースで、万が一、不正使用が発覚した場合は、契約者やエコマーク商品などを保護する目的で当協会が第三者に対して、直接刑事告発を含む法的措置などを講じています。

(e) 認定商品に付随する取扱説明書にエコマークを表示している。今般、エコマーク使用契約が満了したため、製品や包装へのマーク表示は外したが、取扱説明書については特に記載内容に変更ないため、すでに作成済みの取扱説明書については継続して使用する予定である。

⇒取扱説明書は認定商品に付随するものなので製品や包装と同様にエコマーク使用契約満了後はエコマークを表示することは出来ません。従って、直ちにエコマーク表示を外していただくこととなります。また、カタログでも1 認定商品のみを記載したカタログや商品類型 No.120「紙製の印刷物」で認定を受けた印刷物なども、発行日や製造日に関係なく、エコマーク使用

契約満了後はエコマークを表示することは認められません。

7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、使用契約者名などの表示方法

- ① 認定番号または使用契約者名は、商品もしくは包装上毎にわかり易く表示してあれば、必ずしも「エコマーク近傍」に表示する必要はありません。なお、2004年1月よりエコマークのホームページ上でも認定番号によるエコマーク商品の検索を可能とし、消費者によるエコマーク商品の特定などが一層容易となりましたので、できるだけ「認定番号」と「使用契約者名」の両方を表示するようお願いいたします。
- ② エコマーク（下段表示を含む）と共に販売会社名を表示することは、販売会社がエコマークの認定を受けているものと消費者に誤認される可能性がありますので認められません。この場合は、「使用契約者名」と販売会社名を必ず併記して下さい。また、「エコマーク認定番号」についてもできるだけ併記するようお願いいたします。
- ③ 使用契約者名は、通称や商標（ロゴマークなど）であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。

【具体的な表示例】

- (a) 製品の表側にエコマーク（下段表示を含む）を表示し、裏側に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」をわかり易い形で表示する。
⇒正しい表示です。しかしながら、できるだけ認定番号と使用契約者名の両方を表示していただき、消費者に正しい情報を伝えるよう配慮して下さい。
- (b) 製品にエコマーク（下段表示を含む）のみを表示し、吊り下げラベルなどに「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」を表示する。
⇒繊維製品などにおいて、吊り下げラベルなどは消費者の手に渡る際に、縫い付けラベルと同等の役割を果たすものと考えられます。よって、このような表示方法であれば規定に準じて取扱います。また、フォルダの中紙なども同様です。
- (c) 製品にエコマーク（下段表示を含む）を表示し、包装袋に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」をわかり易い形で表示する。
⇒製品または包装にエコマークを表示する場合は、それぞれに正しい表示が必要となります。従って、この場合は製品自体に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」を表示する必要がありますので、速やかに正しい表示に訂正して下さい。また、その逆の場合も同様です。
- (d) 当社のエコマーク商品は、当社が一旦、納入先（例えば、販売会社や印刷会社など）へ出荷（卸販売）した後、その納入先が「エコマーク」および「エコマーク認定番号」をそれぞれ印刷・出荷している。
⇒エコマークを印刷・貼付する権利があるのは使用契約を締結している貴社のみです。エコマー

ク商品であっても、一旦出荷（販売）された後に使用契約者以外（このケースでは販売会社）がエコマークを印刷・貼付することは認められません。従って、この場合は別途、販売会社も当協会と使用契約を締結していただく必要があります。ただし、貴社の管理のもと、「エコマーク」および「エコマーク認定番号」を印刷・表示（依頼）した後、初めて貴社から出荷（販売）されるのであれば構いません。

- (e) 当社のエコマーク商品は無償で配布・提供される「名入れ」商品です。主に納入先である「名入れ」会社が宣伝用として使用するものなので、当社名（使用契約者名）は表示せず「エコマーク」と「エコマーク認定番号」のみを表示して「名入れ」会社に納入・出荷（販売）している。⇒このような場合には、製造元（使用契約者名）を表示することが困難であるケースが多いと思われるので、無償で配布・提供される「名入れ」商品に限り、「名入れ」と共に「エコマーク」と「エコマーク認定番号」の表示があれば、「使用契約者名」が併記されていなくとも規定に準じて取扱っています。なお、「名入れ」されている第三者がエコマークを無断で使用していると誤認されるケースも想定されるため、できるだけ「名入れ」を受ける第三者が当協会とエコマーク使用契約を締結するようお勧めしています。

8. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、

(財) 日本環境協会エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16

馬喰町第一ビル 9F

TEL. 03-5643-6253、FAX. 03-5643-6257

エコマーク事務局Eメールアドレス：

ecomark@japan.email.ne.jp

ホームページアドレス：<http://www.ecomark.jp>

までお問い合わせ下さい。



基本デザイン